

映画の映像素材・DVD製造販売差止等事件：東京地裁平 18（ワ）  
2908・平成 18 年 10 月 6 日（民 29）判決 棄却 / 知財高裁平成 18（ネ）  
10078・平成 19 年 3 月 29 日（4 部）判決 控訴棄却

〔キーワード〕

映画の著作権の存続期間，改正著作権法の施行日，立法者の意思，文化庁著作権課の見解，文理解釈

〔事 実〕

1 事案の概要

本件は，別紙映画目録記載の映画（以下「本件映画」という。）を収録した別紙映像素材目録記載の映像素材（以下「本件マスターフィルム」という。）を製造，販売する被告株式会社ブレントラスト（以下「被告ブレントラスト」という。）の行為及び本件映画を複製した別紙商品目録記載のDVD商品（以下「本件DVD」という。）を製造，販売する被告有限会社オフィスワイケー（以下「被告オフィスワイケー」という。）の行為について，本件映画の著作権者であると主張する原告パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション（以下「原告パラマウント」という。）が，本件映画の著作権（複製権及び頒布権）を侵害するとして，著作権法 112 条に基づき，被告ブレントラストに対して本件マスターフィルムの販売差止め及び廃棄を，被告オフィスワイケーに対して本件DVDの製造，販売の差止め及び廃棄をそれぞれ求め，本件映画に関する日本における恒久的な全メディアの独占的利用権を有すると主張する原告株式会社東北新社（以下「原告東北新社」という。）が，同独占的利用権を侵害する共同不法行為であるとして，民法 709 条，719 条 1 項に基づき，逸失利益等の損害賠償を求めたのに対し，被告らが，本件映画の著作権は存続期間の満了により消滅している等と主張して争っている事案である。

(1) 当事者

原告パラマウントは，アメリカ合衆国（以下「米国」という。）に本社を有する映画製作配給を業とする法人である。

原告東北新社は，映画コンテンツの製作，販売，配給等を主たる目的とする株式会社である。

被告ブレントラストは，著作権の存続期間が満了した映画の映像素材の販売等を主たる目的とする株式会社である。

被告オフィスワイケーは，著作権の存続期間が満了した映画のDVD商品の製造，販売等を業としている有限会社である。

(2) 本件映画の著作権法による保護

本件映画の著作者は、米国法人である原告パラマウントであり（甲1, 2, 64, 弁論の全趣旨）、本件映画は原告パラマウントにより米国において最初に公表されたが、日本及び米国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という。）に加盟しているから、本件映画は日本の著作権法による保護を受け（ベルヌ条約3条(1)、著作権法6条3号）、その保護期間については、日本の法律が適用される（ベルヌ条約7条(8)本文）。

### (3) 原告東北新社の本件映画に関する権利

原告パラマウントは、ヴィ・スミス・リデル・リミテッド（以下「スミス社」という。）に対して、本件映画に関する日本における恒久的な全メディアの独占的利用権を与え、原告東北新社は、昭和48年4月26日、スミス社から、上記権利の譲渡を受けた（甲2, 3）。

### (4) 被告らの行為

被告ブレントラストは、本件マスターフィルムを製造し、これを被告オフィスワイケーに販売し、被告オフィスワイケーは、本件マスターフィルムを基に、本件DVDを製造し、販売している。

### (5) 映画の著作物の著作権の保護期間についての規定

#### ア 旧著作権法（明治32年法律第39号）における保護期間

旧著作権法22条の3は、「活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物・・・ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三条乃至第六条・・・ノ規定ヲ適用シ」と、同法6条は、「官公衙学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス」と、それぞれ規定し、独創性のある映画の著作物のうち、団体の著作名義で発行又は興行した著作物の著作権の保護期間は30年としていた。なお、旧著作権法下においては、団体名義の映画の著作物の著作権の保護期間は、2回の暫定的な延長措置（昭和42年法律第87号、昭和44年法律第82号）により33年に延長されている。

イ 昭和45年法律第48号（以下「45年改正法」という。）により改正され、平成15年法律第85号（以下「本件改正法」という。）による改正前の著作権法（以下「改正前著作権法」又は「現行の著作権法」という。）における保護期間

旧著作権法は、45年改正法により全部が改正され、現行の著作権法（昭和45年法律第48号）として、昭和46年1月1日から施行された（45年改正法附則1条）。

改正前著作権法54条1項は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年・・・を経過するまでの間、存続する。」と規定し、映画の著作物

の著作権の保護期間を公表後50年とした。

なお、45年改正法附則2条1項は、「改正後の著作権法・・・中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法・・・による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。」と規定し、昭和46年1月1日の時点で著作権が消滅していない著作物について改正前著作権法を適用することとした。

ウ 本件改正法により改正された著作権法（以下「改正著作権法」という。）における保護期間

改正著作権法54条1項は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年・・・を経過するまでの間、存続する。」と規定し、映画の著作物の著作権の保護期間を70年に延長した。

本件改正法は、平成16年1月1日から施行された（同法附則1条）。そして、同附則2条は「改正後の著作権法・・・第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」と規定し、平成16年1月1日の時点で著作権が消滅していない著作物について改正著作権法を適用することとした。

## 2 争点

(1) 本件映画についての改正著作権法54条1項の適用の有無 - 本件映画の著作権は存続期間満了により消滅しているか。

(2) 被告らの原告東北新社に対する不法行為の成否

(3) 原告東北新社の損害の発生の有無及びその額

### 〔東京地裁の判断〕

1 争点(1)（本件映画についての改正著作権法54条1項の適用の有無 - 本件映画の著作権は存続期間満了により消滅しているか。）について

(1) 本件映画が公表された年について

米国著作権局作成の本件映画についての著作権登録証明書（甲1, 64）には、「公表された作品の欄（最初に、発売、販売または公開された日付）」に「最初に合衆国で公開された」日付として、「1953年5月27日」と記載されていることから、本件映画は、米国において、昭和28年5月27日に公表されたことが認められる。

これに対し、被告ブレイントラストは、原告パラマウントが米国で販売している本件映画のDVDには、「COPYRIGHT 1952, R 99ENE WED 1980」と、また、同DVD及びそのパッケージには「1952 / C

OLOR / 117MIN」との表示があり、同表示は、本件映画が1952年に発行されたことを意味することを根拠として、本件映画は昭和27年（1952年）に公表された旨主張するので、この点について検討する。

確かに、乙第1号証によれば、原告パラマウントが米国で販売している本件映画のDVDには、「COPYRIGHT 1952, RENEW 99ED 1980」と、また、同DVD及びそのパッケージには「1952 / COLOR / 117MIN」との表示があることが認められる。

しかしながら、そもそも、上記のDVD及びそのパッケージにおいて、「1952」との表示が、本件映画が最初に公表された年自体を示す旨の記載はなく、他にこのことを認めるに足りる明確な証拠もない上、上記の著作権登録証明書（甲1, 64）には、著作権局の注として、「著作権表示は1952年」と記載されていることからすると、著作権表示はC 1952年とされているものの、本件映画が公表された時期としては、上記のとおり、1953年5月27日と認定されているということが出来る。そうすると、原告パラマウントが米国内で発売している本件映画のDVDにおいて上記のとおり表示されているとしても、この表示のみから、上記著作権登録証明書の記載の信用性を損なわせることはできないというべきであり、被告ブレントラストの上記主張は採用できない。

したがって、本件映画が公表された年は、昭和28年である。

#### (2) 本件映画の著作権の存続期間（旧著作権法，改正前著作権法）

本件映画は、上記のとおり、昭和28年に公表されたものであるところ、前記争いのない事実等記載のとおり、本件映画の公表時に映画の著作物の著作権の保護期間を定めていた旧著作権法は、独創性のある映画の著作物のうち、団体の著作名義で発行又は興行した著作物の著作権は、発行又は興行から30年継続するものと定め（旧著作権法6条，23条の3）、その期間は、著作物を発行又は興行した年の翌年から起算することとしている（旧著作権法9条）。その後、旧著作権法下において、団体名義の映画の著作物の著作権の保護期間は、2回の暫定的な延長措置（昭和42年法律第87号，昭和44年法律第82号）により33年に延長された。さらに、45年改正法が施行され、映画の著作物の著作権は公表後50年を経過するまでの間存続する旨定められた（改正前著作権法54条1項）。同法附則2条1項は、同法の施行の際現に旧著作権法による著作権の全部が消滅している著作物については、改正前著作権法を適用しない旨規定しているから、45年改正法が施行された昭和46年1月1日の時点で著作権が消滅していない著作物については、改正前著作権法を適用することとされた。

そこで、本件映画についてみると、本件映画は、独創性のある映画の著作物

であり、また、原告パラマウントの著作名義で公表された著作物であると認められる（甲1，64，弁論の全趣旨）から、旧著作権法のもとでは、その発行又は興行のとき、すなわち、本件映画が公表された昭和28年の翌年である昭和29年から著作権の保護期間が起算され、その後の延長措置により、著作権の保護期間は昭和29年から33年間となる昭和61年12月31日までとされていた。そうすると、本件映画は、45年改正法施行時にその著作権が消滅していない著作物であり、改正前著作権法54条1項が適用されることとなるから、本件映画の著作権は、公表の翌年である昭和29年から起算して（同法57条）、50年後の末日である平成15年12月31日が終了するまでの間存続することとなった（同法54条1項，民法141条，143条1項）。

### （3）改正著作権法54条1項の適用の有無

ところで、前記争いのない事実等で判示したとおり、平成16年1月1日から本件改正法が施行され、改正著作権法54条1項は、映画の著作物の著作権の保護期間を公表後70年に延長し、本件改正法附則2条は、「改正後の著作権法・・・第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」と規定しているので、これにより、平成16年1月1日の時点で著作権が消滅していない著作物の著作権存続期間は、70年に延長された。

本件映画については、上記のとおり、平成15年12月31日の終了をもって著作権の存続期間が満了しており、平成16年1月1日の時点で著作権が消滅しているから、改正著作権法54条1項は適用されないと解される。

原告らは、改正前著作権法54条1項に基づく本件映画の存続期間の満了点である平成15年12月31日午後12時は、本件改正法が施行された平成16年1月1日午前零時と同時刻であるから、本件映画の著作権は、本件改正法が施行された際存続しており、改正著作権法54条1項が適用されて、同著作権は、公表後70年を経過するまでの間、すなわち、平成35年12月31日まで存続する旨主張するので、以下、この点について検討する。

#### ア 著作権法における存続期間の解釈

著作権法における映画の著作物の著作権の存続期間は、年によって定められているから（改正前著作権法54条1項，57条，民法140条）、その期間はその末日の終了により満了し（民法141条）、その期間の認定は日を単位としてされ、一方、改正著作権法の適用の可否の基準となる本件改正法の施行日も日をもって定められており（本件改正法附則1条）、改正著作権法の適用区分の認定も日を単位としてされるところ、このように、日を単位として見れ

ば、平成15年12月31日と本件改正法の施行日である平成16年1月1日とは異なることになり、両者に重なりも認められないというべきであるから、本件改正法が施行された時点では、平成15年12月31日は既に終了しており、この日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物は、既に消滅していると解するのが相当である。

また、著作権法は、保護の対象とする権利の範囲やその権利を侵害することになる行為の範囲を規定し、その権利を侵害する行為について、民事上の差止請求や損害賠償請求の対象とするだけでなく、懲役刑や罰金刑などの刑事上の罰則の対象ともしていることから、著作権法により保護されている権利の範囲やその権利を侵害することになる行為の範囲は一義的に明確にされている必要性が高く、その規定が一義的に明確といえないような場合は、社会一般人に対して不測の損害を与えることのないよう、その解釈も社会一般人が通常読み取ることのできる解釈によるべきものといえる。

このような観点から本件改正法附則2条の文言について検討するに、通常、社会一般人が同条項の文言に接した場合、本件改正法の施行日の前日が存続期間の満了日である映画の著作物に対しては同法は適用されないものと解すものと考えられ、原告らの主張するように、本件改正法の施行日である平成16年1月1日の前日である平成15年12月31日の午後12時は平成16年1月1日の午前零時と同時刻であることから、平成15年12月31日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物の著作権は平成16年1月1日には消滅していないとの考えに至り、改正著作権法が適用されると解釈する者を想定することは困難であるから、上記附則2条の解釈としても、本件改正法の施行日の前日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物には、改正著作権法は適用されないものと解するのが相当である。

#### イ 他の法令における解釈との整合性

そして、他の改正法の経過規定に関する附則においても、例えば、所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）附則1条、17条1項では、同法による改正後の国税通則法70条1項は、平成16年4月1日以後に法人税に係る法定申告期限が到来する法人税について適用し、上記の日前にその期限が到来した法人税については、適用しない旨規定しており、この附則の解釈としては、法定申告期限を同年3月31日とする法人税、すなわち、法定申告期限が同日の終了によって到来する法人税に対しては、上記改正後の国税通則法70条1項は適用されないと解されるところ、本件改正法附則2条についての原告らの前記解釈を前提とすると、同年3月31日の午後12時は、同年4月1日の午前零時と同時刻であるから、同年4月1日の時点では同年3月31日は終了しておらず、したがって、上記法律の施行日前に上記申告期限は

到来していないとして、上記法人税に対しても改正後の国税通則法70条1条が適用されるとする解釈も可能となるが、このような解釈が不当であることは明らかである。

また、例えば、平成16年法律第84号により行政事件訴訟法が改正され（施行日は平成17年4月1日）、同法附則4条は、「この法律の施行前にその期間が満了した処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。」と規定しているが、同附則4条の解釈としては、平成17年3月31日に上記改正前の行政事件訴訟法14条1項の規定による出訴期間が満了した取消訴訟等については上記改正後の行政事件訴訟法14条1項の適用はないと解されるところ、本件改正法附則2条についての原告らの前記解釈を前提とすると、同年3月31日の午後12時は、同年4月1日の午前零時と同時刻であるから、同年4月1日の時点では同年3月31日は終了しておらず、したがって、上記改正法の施行日前に上記取消訴訟等の出訴期間は満了していないとして、同訴訟に対しても上記改正後の行政事件訴訟法14条1項が適用されるとする解釈も可能となるが、このような解釈が不当であることも明らかである。

このように、他の改正法における経過規定に関する附則の解釈との整合性の観点からも、原告らの前記解釈は採用できない。

#### ウ 立法者意思

原告らは、立法者意思を根拠として、平成15年12月31日に著作権の存続期間が満了する本件映画の著作権は、本件改正法が施行された際存しており、本件映画に対して、改正著作権法が適用される旨主張するので、この点について検討する。

##### (ア) 本件改正法の立法過程における検討状況

証拠（甲29、30、44ないし50）及び弁論の全趣旨によれば、本件改正法の立法過程における検討状況について、以下の各事実が認められる。

a 1950年代に公表された映画の著作物の著作権の存続期間の満了が眼前となってきた1990年代の末ころ、映画製作者等の映画産業の関係者の間では、映画の著作物の著作権の保護期間を延長すべく著作権法を改正する旨の要求が高まっていた。

このような状況の中で、文化庁文化審議会においても、映画の著作物の著作権の保護期間の延長に関する審議がされるようになり、平成14年7月30日に開催された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第2回）においては、まず、事務局から文化審議会における映画の著作物の著作権の保護期間の延長についてのこれまでの検討状況の説明がされ、その後、法制問題小委員会の構成員であるA委員から、当日の配布資料である同人作成の「映画著作権の保護

期間延長が必要」と題する本件資料1（同委員会では資料11として配布された。）を基に、日本映画の黄金時代といわれる昭和20年代後半に公表された映画作品の著作権の存続期間が満了しつつあること、及び映画の著作物の著作権の保護期間は他の著作物の著作権の保護期間に比して短く不均衡であることから、映画の著作物の著作権保護期間を70年に延長すべきであること、並びに映画の著作物の著作権保護期間を70年に延長すると、映画産業にとって非常に大きな経済的効果があること等が説明された（甲29）。b 本件資料1には、以下の記載がある（甲29）。

「1．現行法は、映画の著作物の保護期間を、『公表後50年』（創作後50年以内に公表されないときは、創作後50年）と定めているが、改正の必要がある。」

「2．日本映画の黄金期の作品の著作権が、消滅しようとしている。（別紙資料1．）小津安二郎監督作品・昭和27年までの公開作品（『宗方姉妹』『お茶漬の味』等）は、今年12月31日で著作権消滅  
・昭和28年公開作品（『東京物語』）は、来年12月31日に著作権消滅」  
溝口健二監督作品・昭和26年までの公開作品（『武蔵野夫人』等）は、既に著作権消滅  
・昭和27年公開作品（『西鶴一代女』）は、今年12月31日で著作権消滅  
・昭和28年公開作品（『雨月物語』）は、来年12月31日で著作権消滅」  
世界的にも極めて高い評価を得ている昭和20年代後半の映画の著作権が、続々と消滅しつつある。

一刻も早く保護期間の延長をはかることが、映画関係者の悲願」

「3．他の著作物の保護期間との違い映画以外の著作物は、『創作～著作者の死亡時プラス50年間』の保護を受けているのに、映画の著作物は『公表後50年間』の保護しかない。」

「以上のことから、映画の著作物と他の著作物とのバランスをとる必要がある。そこで、公表後50年ではなく、一定期間を追加すべき。

追加すべき期間は、『公表～著作者の死亡時』までの平均的期間であるが、アメリカ合衆国法（25年追加）をも参酌しつつ、さしあたり20年が適切」  
「よって、映画の著作物の保護期間は、公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは創作後70年）とするべき。」

「5．商業的利用の継続

・旧作映画は、ビデオ化やテレビ放映などによる経済的利用が活発に継続されている。  
・資産価値を現に有し、経済的利用が行われている作品の著作権を消滅させるべきでない。

- ・著作権を消滅させると、かえって円滑な利用が行われなくなる。
- ・経済的効果の試算（別紙資料2.）映画の保護期間を20年延長した場合の経済的効果を試算すると、映連加盟社の映画につき、184億1100万円となる。」

#### 「6 主要先進国との比較

アメリカ合衆国（アメリカ著作権法302条）・・・

EU指令・・・」また、本件資料1には、「別紙資料1」と「別紙資料2」の2枚の資料が別紙として添付されており、そのうちの一つの資料である「別紙資料1」には、昭和28年に公開された合計26作品の日本映画の作品名並びにその製作会社名及び監督名が記載されており、もう一つの資料である「別紙資料2」には、著作権の保護期間を20年間延長した場合の昭和28年から昭和52年までに公開された映画の収入増加予想額について、各年毎の額とその合計額とを算定した表が記載されている。

c さらに、上記法制問題小委員会において、A委員からの上記説明の後に、各委員の間で意見交換が行われ、各委員から、以下の から までのような意見が出され、また、 から までの質問がされた。

映画の著作物の著作権の保護期間を延長すべき理由としてA委員が挙げた、日本の映画の黄金期の作品の著作権の消滅を避けるという点は、知的財産権の存続期間がその利用価値のあるうちに満了することは社会全体のウェルフェアが増すという観点からは、保護期間延長の理由とはならないこと。

映画の著作物と他の著作物の著作権の保護期間の違いについては大いに議論すべきであること。

日本の著作権法において映画の著作物の著作権の保護期間を50年とすると、逆に、欧州の映画の著作物の著作権の保護期間も日本において50年となり、保護期間を延長しないことが日本にとって一方的に不利とはいえないのであるから、社会全体にとって何がいいかを検討する必要があること。

日本の著作権法において映画の著作物の著作権の保護期間を50年とすることにより、日本映画の名作が海外に流出することによって被る日本の経済的損失も考えるべきであること。

日本における映画の著作物の著作権の保護期間が主要先進国に比較して短いと国際的な非難を浴びるおそれがあるから、国際的な基準に合わせるべきであること。

映画の著作物の著作権の保護期間を70年とすることの妥当性は日本独自に考えるべきであること。

映画作品の配信を行う者として最適なのは、著作権者である映画製作者なのか、それとも流通市場を担う人たちなのかを検証すべきであること。

映画の著作物の著作権の保護期間を延長する理由をはっきりしないと歯止めがなくなり、いずれ保護期間が70年、100年となり、また、映画の著作物以外の著作物の著作権の保護期間にも波及する懸念があるから、映画の著作物の著作権の保護期間を延長することの理由を明確にすべきこと。

工業所有権法に関しては、保護期間を延長してほしいとの意見はそれほどないことにも留意する必要があること。

映画の著作物の定義について更に議論をする必要があること。

映画の著作物の著作権の保護期間を延長することは、パブリックドメインとなった映画を供給するビジネスにいかなる影響を及ぼすのか。

A委員の要望は、映画の著作物の著作権については、常に映画以外の著作物より長い保護期間にして欲しいというものなのか。

映画の著作物の著作権の保護期間の終期を著作者の死後70年という要望が出てこないのはなぜか。

映画の著作物の著作権の保護期間を延長しないことによる国レベルの損失を試算したらどのような数字になるのか。

また、A委員又はB委員からは、他の委員に対して、以下のような説明がされた。

保護期間の延長の対象となる映画の著作物とは、主として劇場用映画であること。

映画作品は、パブリックドメインとなっても売れるものではなく、著作権者が販売のための努力をしないと売れないものであり、著作権者のこうした努力が文化の振興につながるので、映画の著作物の著作権の保護期間の延長を要望すること。

映画の著作物がパブリックドメインとなって自由に使用できることは一見重要であるが、文化遺産として保護するという観点からは一元的な管理が必要であること。

映画の著作物の著作権の保護期間の延長を要望する理由は、他の著作物の著作権の保護期間との不均衡を是正して欲しいというものであるから、少なくとも現時点では映画の著作物の著作権の保護期間を他の著作物の著作権の保護期間より長くして欲しいということは考えていないこと。

映画の著作物の著作権の保護期間の延長の要望は、ハリウッド映画との戦いという経済的側面があることも理解して欲しいこと。

d 平成14年10月7日に開かれた文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第5回)においては、A委員から、配付資料である「映画著作権の保護期間の延長について」と題する資料3(以下「本件資料3」という。)が示され、本件資料3に記載された内容に沿って、映画の著作物の著作権の保護期間の延

長についての説明がされた。

本件資料3には、以下のような記載がある。

「繰り返し申し上げますとおり、今回の改正提案は、死後50年との実質的不均衡を是正することを目的とするものであります。たまたまEUの原則的保護期間が『死後70年』であり、70年という数字が一致しておりますが、決してEUに合わせるべきであるという趣旨のご提案ではありません。死後50年の場合には、『創作時から著作者の死亡時』までプラス『死後50年』の保護を受けており、『公表時から50年』と比べると、『公表時～著作者の死亡時』までの期間だけ長くなっております。そこで、その平均的な期間がどれくらいか、ということが問題となります。」

「この調査結果に基づきますと、死後50年との実質的不均衡を是正するためには、公表時から『78.5年』(参考資料1)の保護が映画に認められるべきということになりますが、今回の提案は、多少控えめに、固いところで公表後70年の保護をご提案させていただいております。」

「今回の改正提案は、映画の著作物と他の著作物との間で、保護期間に実質的な不均衡が生じていることを是正するためのものであり、その是正に必要な範囲という限定付きでの保護期間の延長を求めるものであります。したがって、今回の改正提案は、他の著作物の保護期間の延長に波及するものではありません。また、もし将来、著作物の原則的な保護期間を『死後50年』から延長する場合は別として、そうでない限りは、映画の保護期間のみを公表後80年とか、95年とかに再延長することは考えられません。」

「映画を良好な状態で保存し、その利用開発を進めるためには、それなりの経済的投資を必要とします。保護期間の延長により、投下資本を回収し、今後の映画の再生産、映画の良好な状態での保存と管理、国民による映画の利用のための開発を行うことによって、映画文化の発展に努めることが、文化の振興の一端を担う映像コンテンツ製作者の責務だと考えており、今回の提案に御理解いただきたいと思っております。」

なお、本件資料1とは異なり、日本映画の黄金期の昭和20年代後半に公表された映画の著作物の著作権が消滅しつつあるから、一刻も早く著作権の保護期間の延長を図る必要がある旨の記載はない。A委員からの上記説明の後、上記法制問題小委員会において、各委員の間で意見交換が行われたが、その中では、映画の著作物と他の著作物との間には著作権の保護期間の点で不均衡があり、これを解消するために映画の著作物の著作権の保護期間を20年延長することの要望は合理的であり、したがって、A委員の提案に賛成であるという意見が主流であった。

e その後、文化庁において、本件改正法の原案が作成され、同原案が内閣法

制局の審査を受けた。上記原案における附則 2 条は、本件改正法附則 2 条と同一の文言であるところ、内閣法制局において、著作権担当の参事官が担当部長に対して、同条の文言についての説明をしたが、その際に上記参事官が使用した説明資料である本件資料 2 には、「第 5 4 条の映画の著作物の保護期間延長の規定が来年 1 月 1 日に施行される場合、本年 1 2 月 3 1 日まで著作権が存続する著作物については、1 2 月 3 1 日の 2 4 時と 1 月 1 日の 0 時は同時と考えられることから、『施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存するもの』として保護期間が延長されることとなる。」との記載があり、上記説明の内容は、本件資料 2 に沿ったものであった（甲 4 7 , 4 9 ）。

内閣法制局における上記審査の後、本件改正法の法律案が平成 1 5 年第 1 5 6 回国会に提出され、国会における審議を経た上で、平成 1 5 年 6 月 1 8 日、本件改正法が成立した（甲 5 0 ）。

上記法律案の提案理由説明書には、映画の著作物の著作権の保護期間を延長することについての提案理由として、映画の著作物の著作権の保護期間は一般の著作物の著作権の保護期間と比較すると著作者の生存期間の分だけ実質的に短いという状況にあり、また、他の先進諸国においては、公表後 5 0 年という条約上の義務を超えて、より長い保護期間を法定することが一般化しており、このような状況を踏まえ、内外における我が国の映画の著作物の保護を強化するため、映画の著作物の著作権の保護期間を公表後 7 0 年に延長する旨の記載がある。

#### (イ) 検討

以上の事実関係をもとに、検討する。

a 前記(ア)のとおり、本件改正法の法律案が国会に提出された際に示された提案理由のうち、映画の著作物の著作権の保護期間を延長することについての提案理由は、映画の著作物の著作権の保護期間が他の著作物の著作権の保護期間より短く、また、他の先進諸国における映画の著作物の著作権の保護期間は一般に日本よりも長いという状況を踏まえて、映画の著作物の著作権の保護期間を延長して映画の著作物の保護を強化するというものであり、いわゆる日本映画の黄金期に公表された各作品の著作権の消滅を防ぐという点、さらに具体的には、昭和 2 8 年に公表された映画の著作権の消滅を防ぐという点は、提案理由として挙げられていなかったのであるから、国会における審議において、昭和 2 8 年に公表された映画の著作権の存続期間が満了することを防ぐことの必要性に関する議論はなされていたものとは認められない。

また、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会での検討状況については、前記(ア)のとおり、平成 1 4 年 7 月 3 0 日に開催された同委員会では、A 委員から、映画の著作物の著作権の保護期間の延長の提案がされ、その提案

理由として、映画の著作物の著作権の保護期間は他の著作物の著作権の保護期間より短く、この不均衡を是正する必要があること等の理由とともに、日本映画の黄金期である昭和20年代後半の作品の著作権が消滅しようとしており、これを防ぐ必要があることも説明されたが、その後の意見交換において、各委員から、同提案に対する消極的な意見が少なからず提出され、その中には、日本映画の黄金期の作品の著作権の消滅を避けるということは映画の著作物の著作権の保護期間の延長の理由にはならない、映画の著作物の著作権の保護期間を延長する理由を明確にしないと、保護期間の更なる延長の要望がされる懸念があるなどの意見も表明された。同年10月7日に開催された委員会では、映画の著作物の著作権の保護期間延長の理由が再度説明されたが、そこでは、他の著作物の著作権の保護期間との不均衡の是正を図ることが強調され、日本映画の黄金期である昭和20年代後半の作品（とりわけ昭和28年に公表された作品）の著作権の消滅を防ぐという点は挙げられないまま審議が行われ、最終的に映画の著作物の著作権の保護期間の延長に対する各委員からの賛同が得られた。

このような経緯からすれば、同小委員会においても、日本映画の黄金期である昭和20年代後半の作品の著作権の消滅を防ぐという点は、映画の著作物の著作権の保護期間の延長という法律改正において、その明確な目的とはされていないというべきである。そして、本件証拠上、前記(ア)で認定したほかに、本件改正法の立法過程において、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の消滅を防ぐことの必要性に関する議論がなされたような事情は認められない。

したがって、本件改正法の制定の際の国会の審議において、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了してしまうという点を考慮して、それを防ぐための必要性が議論されたとは認められず、その観点から本件改正法附則2条1項の解釈について議論がされたとも認められないから、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了するのを防ぐことが本件改正法の制定時の立法者意思であるという原告らの主張には、理由がない。

b なお、前記aのとおり、本件改正法の法律案が国会に提出された際の提案理由として、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の消滅を防ぐという点は挙げられていなかったことからすると、内閣法制局において、著作権担当の参事官から同部長に対して本件改正法附則2条に係る前記(ア)eのとおり解釈についての説明がされたからといって、この点が国会でも議論されたと認めることはできない。したがって、本件改正法の法律案についての内閣法制局における審査での上記の説明の存在は、国会における審議状況についての前

記 a の認定を左右するものではない。

#### エ 45年改正法附則の解釈

また、原告らは、45年改正法附則2条1項の解釈としては、45年改正法が施行された昭和46年1月1日の前日である昭和45年12月31日に著作権の存続期間が満了する著作物に対しても改正前著作権法が適用されるとの解釈が確立されているところ、改正前著作権法54条1項と改正著作権法54条1項とは、著作権の存続期間が満了しそうになっている著作物を救済するという同一の目的で制定ないし改正されたのであるから、45年改正法附則2条1項と本件改正法附則2条とで異なる解釈をすべきではない旨の主張をする。

しかしながら、45年改正法附則2条1項の解釈としては、前記イで判示したのと同じ理由から、同法の施行日の前日である昭和45年12月31日に著作権の存続期間が満了する著作物に対しては、同法は適用されないと解するのが文理解釈として相当である。

したがって、原告らの上記主張には、理由がない。

この点、原告らは、旧著作権法下における4回にわたる暫定延長措置と45年改正法制定の経緯を指摘して、昭和45年12月31日に著作権の存続期間が満了する著作物にも改正前著作権法が適用される旨主張する。

しかし、旧著作権法下において、昭和37年法律第74号、昭和40年法律第67号、昭和42年法律第87号、昭和44年法律第82号により4回にわたり実施された暫定的な著作権の保護期間の延長措置は、新たな法律の成立に必要な時間を考慮すると、著作権の存続期間の満了が間近に迫っている著作物に限定せず、概ね数年以内に迫っている著作物について、その存続期間を延長することを目的としたものと解するのが合理的であり、上記各暫定措置を受けて制定された45年改正法及び同法附則2条1項も、同趣旨を目的としたものと解されるから、上記の延長措置及び改正法制定の経緯が、本件改正法附則2条についての前記解釈を左右するものではない。

したがって、原告らの上記主張も理由がない。

#### オ 文化庁著作権課の見解等

さらに、原告らは、本件改正法附則2条の解釈についての原告らの主張の根拠として、著作権行政を所管する文化庁著作権課の見解も原告らの主張と同じであることを指摘するが、文化庁著作権課の見解はあくまでも所管官庁である文化庁における解釈にすぎず、これが直ちに立法者意思に結びつくものとはいえない。そして、前記ウで判示したとおり、本件改正法の制定の際の国会の審議において、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了してしまうという点を考慮して、それを防ぐ必要があるという観点から、本件改正法附則2条1項の解釈が議論されたものとは認められず、また、文化庁著

著作権課の上記見解が国会審議において反映されたものとも認められない。したがって、原告らの上記主張は理由がない。

その他、原告らは、本件改正法附則 2 条の解釈についての原告らの主張の根拠として、新聞記事や学説の状況など種々の点を指摘するが、それらの点は、上記検討の結果を左右するものではない。

カ まとめ

以上により、本件改正法附則 2 条の解釈としては、平成 15 年 12 月 31 日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物に対して、改正著作権法 54 条 1 項は適用されないと解するのが相当であるから、改正前著作権法の規定に従い上記の日に著作権の存続期間が満了する本件映画に対しては、改正著作権法 54 条 1 項は適用されないことになる。

したがって、本件映画の著作権は、既に、平成 15 年 12 月 31 日が満了した時点で消滅している。

2 したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないことになる。

以上の次第で、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

別紙 映像素材目録

被告株式会社ブレイントラストが頒布用に製造する別紙映画目録記載の映画を収録した映像素材

別紙 映画目録

題 名	シェーン
監 督	ジョージ・スティーヴンス
制 作	ジョージ・スティーヴンス
出 演	アラン・ラッド、ヴァン・ヘフリン、ジーン・アーサー

別紙 商品目録

題名	シェーン
盤種	DVD
商品番号	DYK-019
レーベル	オフィスワイケー

〔知財高裁の判断〕

1 争点(1) (本件映画についての改正著作権法54条1項の適用の有無 - 本件映画の著作権は存続期間満了により消滅しているか。) について

(1) 本件映画が公表された年について

当裁判所も、本件映画が公表された年は昭和28年であると認定する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1(1)の「本件映画が公表された年について」(19頁20行目ないし21頁24行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 本件映画の著作権の存続期間

本件映画は、上記(1)のとおり、昭和28年に公表されたものであるから、その著作権は、公表の翌年である昭和29年から起算して50年後の末日である平成15年12月31日が終了するまでの間存続する、すなわち、本件映画の著作権は、同日の終了をもって、存続期間の満了により消滅するものであり、このことは、原判決(20頁23行目ないし21頁24行目)に記載のとおりであるから、これを引用する(なお、このことは控訴人らも争わない。)

(3) 改正著作権法54条1項の適用の有無

本件改正法は、平成16年1月1日から施行されたが(本件改正法附則1条)、改正著作権法54条1項は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(…)を経過するまでの間、存続する。」と規定して、映画の著作物の著作権の保護期間を50年から70年に延長した。そして、本件改正法附則2条は、「改正後の著作権法…第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」と規定して、その施行日である平成16年1月1日において、改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について改正著作権法54条1項の規定を適用し、改正前の著

著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、従前の例による、すなわち、改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとした。

本件映画の著作権は、上記(2)のとおり、平成15年12月31日の終了をもって、存続期間の満了により消滅する。そうすると、本件改正法が施行された平成16年1月1日においては、改正前の著作権法による本件映画の著作権は既に消滅しているから、本件改正法附則2条の規定により、改正著作権法54条1項の規定は適用されない。

#### (4) 控訴人らの主張について

ア 控訴人らは、改正前の著作権法による本件映画の著作権の存続期間の満了点である平成15年12月31日午後12時は、本件改正法が施行された平成16年1月1日午前零時と同時刻であるから、本件映画の著作権は本件改正法が施行された際現に存続していたのであり、改正著作権法54条1項が適用されて、本件映画の著作権は、公表後70年を経過するまでの間、すなわち、公表の翌年である昭和29年から起算して70年後の末日である平成35年12月31日が終了するまでの間存続すると主張する。

しかしながら、改正前の著作権法54条1項及び57条は、映画の著作物の著作権の存続期間を年によって定めたものであって(民法140条)、この場合には、期間は、その末日の終了をもって満了するから(民法141条)、日を単位としているものである。そして、本件改正法附則1条は、本件改正法の施行の時点の日を単位として定めたものである。そうすると、両者はいずれも日を単位とするものであるから、本件改正法が平成16年1月1日から施行され、この日が午前零時から始まるものであるとしても、平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了する本件映画の著作権がその翌日である平成16年1月1日に存続していたということとはできない。

控訴人らの上記主張は、独自の見解に立つものであるといわざるを得ないから、採用することができない。

イ 控訴人らは、本件映画の著作権が平成15年12月31日の終了をもって消滅したものであるとしても、立法者意思、本件改正法附則2条の趣旨及び映画ビジネスに対する影響等にかんがみると、本件改正法附則2条1項の「施行の際現に」という文言は「平成16年1月1日午前零時の直前まで」という意味であり、本件映画は平成16年1月1日午前零時の直前まで保護期間が継続していたから、平成16年1月1日午前零時以降、本件改正法附則2条1項により改正著作権法54条1項の適用を受けると主張するが、以下のとおり、理由がない。

#### (ア) 立法者意思について

控訴人らは、本件改正法は、平成15年12月31日の終了をもって保護期

間が満了する映画の著作物（昭和28年に公表されたもの）についても当然に適用されるとの前提で立法化が進み，そのまま成立したものであって，昭和28年に公表された映画の著作物の保護期間を70年に延長するという意図が明確に含まれていたから，昭和28年に公表された映画が改正著作権法の適用範囲に含まれると主張する。

a しかしながら，昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了するのを防ぐことが本件改正法の制定時の立法者意思であるという控訴人らの主張に理由がないことは，原判決（25頁8行目ないし35頁18行目）に記載のとおりであるから，これを引用する。

b そして，引用した原判決が判示するように，本件改正法の法律案が国会に提出された際に示された提案理由のうち，映画の著作物の著作権の保護期間を延長することについての説明は，映画の著作物の著作権の保護期間が他の著作物の著作権の保護期間より短く，また，他の先進諸国における映画の著作物の著作権の保護期間は一般に日本よりも長いという状況を踏まえて，映画の著作物の著作権の保護期間を延長して映画の著作物の保護を強化するというものであって，昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の消滅を防ぐことについては何ら具体的に明示されていない。また，当審において控訴人らが提出した甲69（第156回国会参議院文教科学委員会会議録第14号）及び甲70（第156回国会衆議院文部科学委員会会議録第18号）によれば，上記改正案は，参議院文教科学委員会及び衆議院文部科学委員会に付託されて審議されたことが認められるが，その審議において，昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の消滅を防ぐことについて特段の質疑，討論等が行われた形跡はない。

本件改正法において，映画の著作物の著作権の保護期間を公表後50年から70年に延長するに当たり，その施行前に公表された映画の著作物の著作権の保護期間をも公表後70年に延長するか否かは立法政策の問題である。本件改正法は，経過規定においてその定めをしたのであるが，その根拠となる本件改正法附則2条の規定は，上記(3)のとおり，本件改正法の施行日である平成16年1月1日において，改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について改正著作権法54条1項の規定を適用し，改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとした。そして，本件映画のような昭和28年に公表された映画の著作物の著作権は，本件改正法の施行日の前日である平成15年12月31日の終了をもって，存続期間の満了により消滅するものであるところ，本件改正法の経過規定は，あえて，施行期日を平成16年1月1日とし（附則1条），同日において，改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著

著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとした(附則2条)のであるから、個々の国会議員の認識や内心の意思はともかく、上記経過規定自体から推知される立法者意思としては、昭和28年に公表された映画の著作物については、その著作権の保護期間を延長しないというものであったというほかない。

なお、甲68(A作成の「鑑定書」と題する書面)には、改正著作権法54条1項の立法過程から、昭和28年に公表された映画の著作物についても、同項を適用すべきであるとする立法趣旨が強く推認されると記載されているが、立法過程からそのような立法趣旨が推認されるとしても、上記のとおり、本件改正法の経過規定自体からはそのような立法趣旨を推知することができないのであるから、本件改正法の経過規定を定めるに際して、昭和28年に公表された映画の著作物についても改正著作権法54条1項の規定を適用するものとして、本件改正法附則1条及び2条のような規定をしたとは考え難いところである。

したがって、立法者意思を検討しても、改正著作権法が、昭和28年に公表された映画にも適用される意図の下で成立したもので、少なくとも昭和28年に公表された映画にも適用されるとの前提で成立したものであって、そのような意図ないし前提で本件改正法附則2条が規定されたということとはできない。

#### (イ) 本件改正法附則2条の趣旨について

a 控訴人らは、本件改正法附則2条が「施行の際」という文言をあえて使用したのは、本件改正法が施行される平成16年1月1日午前零時の直前であって同時刻と隣り合っている「平成16年1月1日午前零時の直前」において現に保護期間中であった映画の著作物についても改正著作権法54条1項の適用範囲に含めようとしたからにはほかならないから、「施行の際現に」とは、平成16年1月1日午前零時の直前までを意味するものと捉えるのが正しい解釈であると主張する。

しかしながら、本件改正法附則1条は、本件改正法の施行の時点の日を単位として定めたものであるから、本件改正法附則2条の「施行の際」という文言を、平成16年1月1日午前零時の直前、すなわち、平成15年12月31日午後12時の直前をも含むものとして理解することの合理性は、見だし難いところであり、同様に、「施行の際現に」という文言を、平成16年1月1日午前零時の直前、すなわち、平成15年12月31日午後12時の直前までを意味するものとして理解することの合理性も、見だし難いところである。ちなみに、甲4によれば、文化庁長官官房著作権課長は、平成17年10月5日付で、弁護士法23条の2の規定に基づく照会に対し、「平成15年著作権法改正(2004年1月1日施行)によって、映画の著作物の保護期間が20年

延長されたが、改正前に2003年12月31日まで著作権が存続するとされていた著作物については、2003年12月31日の24時と2004年1月1日の0時は同時と考えられるから、「施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存するもの」（著作権法の一部を改正する法律（平成15年法律第85号）附則第2条）として、2023年12月31日24時まで保護期間が延長されると考える。」と回答していることが認められ、この事実によれば、所管官庁である文化庁は、「施行の際現に」との文言を平成16年1月1日午前零時と捉えているのであって、平成16年1月1日午前零時の直前までを意味するものとは捉えていない。

そして、本件改正法は平成16年1月1日に施行されたものであり、これをもって、平成16年1月1日午前零時の瞬間から施行されたということができるとしても、昭和29年以後に公表された映画はともかく、少なくとも昭和28年に公表された映画の著作物の著作権は、本件改正法の施行日の前日である平成15年12月31日の終了をもって、存続期間の満了により消滅するものであるから、これについても改正著作権法54条1項の適用範囲に含めようとするのであれば、端的に、その著作権が消滅する平成15年12月31日以前の日を本件改正法の施行期日にするなど、その趣旨が明確になるように経過規定を定めればよいだけのことである。しかるところ、本件改正法の経過規定は、本件改正法の施行期日を、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了する平成15年12月31日の翌日である平成16年1月1日とし（附則1条）、同日において、改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとした（附則2条）のであるから、本件改正法附則2条が「施行の際」という文言を使用したことをもって、昭和28年に公表された映画の著作物についても改正著作権法54条1項の適用範囲に含めようとしたということとはできない。

b 控訴人らは、例えば、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）において、附則2条及び3条の各2項にいう「機構の成立の際」という文言を、「機構の成立時」又は「機構の成立日」と読み替えると、「機構の成立の際」とは平成17年10月1日午前零時を意味することになるが、平成17年10月1日午前零時には既に旧研究所や旧機構は存在しないので、「平成17年10月1日に旧研究所（又は旧機構）が有する権利」というものは観念し得ないから、「・・・の際現に」とは、「・・・の直前まで」と読み替えるほかないところ、この理は、本件改正法附則2条にも当てはまるのであって、「この法律の施行の際」を平成16年1月1日午前零時と置き換えても、「改正前の著作権法による著作権」は平成16年1月1日午前零時には存在しないので、「平成16年1月1日午前零時に存する改正前の著作権法による著

作権」というものは観念し得ないから、本件改正法附則 2 条にいう「施行の際現に」とは、平成 16 年 1 月 1 日午前零時の直前までと読むのが正しいと主張する。

しかしながら、控訴人らが援用する独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）は、附則 2 条において、1 項が「日本原子力研究所（以下「旧研究所」という。）は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時に機構及び独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）が承継する。」と規定し、これを受けて、2 項が「機構の成立の際現に旧研究所が有する権利のうち、機構及び理化学研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。」と規定しており、同様に、附則 3 条において、1 項が「核燃料サイクル開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に機構が承継する。」と規定し、これを受けて、2 項が「機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。」と規定している。上記規定によれば、旧研究所及び旧機構は、機構の成立の時に解散するというものであるところ、通常、法人は、解散によって当然に法人格が消滅するわけではなく、解散後も清算の目的の範囲内においてなお存続するものであるから、上記附則 2 条及び 3 条は、機構の成立の際、すなわち、旧研究所及び旧機構が解散の際現に旧研究所及び旧機構が有する権利及び義務の承継を定めた規定であるといえることができる。

控訴人らは、「機構の成立の際」とは平成 17 年 10 月 1 日午前零時を意味することになるが、平成 17 年 10 月 1 日午前零時には既に旧研究所や旧機構は存在しないので、「平成 17 年 10 月 1 日に旧研究所（又は旧機構）が有する権利」というものは観念し得ないというのであるが、上記のとおり、旧研究所及び旧機構は、解散後も清算の目的の範囲内においてなお存続するのであるから、「平成 17 年 10 月 1 日に旧研究所（又は旧機構）が有する権利」というものを観念することができるのであり、そうであれば、「・・・の際現に」の文言を、あえて「・・・の直前まで」と読み替える必要はない。

また、確かに、改正前の著作権法は本件改正法が施行された平成 16 年 1 月 1 日午前零時には存在しないものであるが、改正前の著作権法による著作権が、本件改正法の施行により当然に消滅するというわけではないから、「平成 16 年 1 月 1 日午前零時に存する改正前の著作権法による著作権」というものを観

念することはできるのであって、本件改正法附則 2 条においても、「施行の際現に」の文言を平成 16 年 1 月 1 日午前零時の直前までと読み替える必要はないのである。

c 控訴人らは、本件改正法附則 2 条は、「公有著作物の保護復活の禁止」を定める規定であると解されるところ、昭和 28 年に公表された映画について改正著作権法 54 条 1 項の規定を適用して保護期間を延長することは、著作権取引の安全を害し、社会や人々に不測の損害を与えることがないから、何ら「公有著作物の保護復活の禁止」に抵触しないのであって、本件改正法の施行までの間にパブリックドメインとなった期間が存在しない昭和 28 年に公表された映画については、その適用範囲外と解することも十分に可能であり、むしろ、本件改正法附則 2 条が「施行の際現に」という文言を使用したのも、上記映画の著作物の著作権については、改正著作権法への「乗り移り」(更新)を認めても差し支えないとの考えによるものであると解釈することが理にかなっていると主張する。

しかしながら、本件改正法附則 2 条が「公有著作物の保護復活の禁止」を定める規定であると解することができるとしても、同条は、本件改正法の施行日である平成 16 年 1 月 1 日において、改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法 54 条 1 項の規定を適用しないものとしたのであるから、このような文理の本件改正法附則 2 条の下において、本件映画のように、平成 15 年 12 月 31 日の終了をもって存続期間が満了する昭和 28 年に公表された映画について改正著作権法 54 条 1 項の規定を適用して保護期間を延長することが、著作権取引の安全を害し、社会や人々に不測の損害を与えることがないとはまではいうことができない。そして、本件改正法附則 1 条は、本件改正法の施行期日を、昭和 28 年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了する平成 15 年 12 月 31 日の翌日である平成 16 年 1 月 1 日としたのであるから、本件改正法附則 2 条が「施行の際現に」という文言を使用したことをもって、昭和 28 年に公表された映画の著作物について、改正著作権法への「乗り移り」(更新)を認めても差し支えないとの考えによるものであるということもできない。

なお、甲 68 (A 作成の「鑑定書」と題する書面)には、昭和 28 年に公表された映画は、日単位でみた場合、平成 15 年 12 月 31 日に保護が存続していた著作物について、翌日の平成 16 年 1 月 1 日にも保護が継続する、というだけであり、法の根拠をもって「乗り移り」が行われる限り、著作権取引に特段の不都合が生ずるわけではないとして、昭和 28 年に公表された映画の著作物についても、本件改正法附則 2 条により保護期間が延長されると記載されている。しかし、上記(3)のとおり、その根拠となる本件改正法附則 2 条は、そ

の施行日である平成16年1月1日において、改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について改正著作権法54条1項の規定を適用し、改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとしたのであるところ、本件改正法が施行された平成16年1月1日には、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権は既に消滅していて、改正著作権法54条1項の規定が適用される余地はないから、本件改正法附則2条の規定は、昭和28年に公表された映画の著作物の改正著作権法への「乗り移り」の根拠とはならない。そして、平成15年12月31日に保護が存続していた著作物について、翌日の平成16年1月1日にも保護が継続することの根拠となるべき規定は他に見当たらない。

そうであるから、上記見解を採用することはできない。

d 控訴人らは、45年改正法附則2条1項により、昭和7年に死亡した作家の著作物の著作権は、その保護期間が満了するはずであった昭和45年12月31日午後12時と45年改正法の施行時である昭和46年1月1日午前零時が同時刻であるから、45年改正法の適用を受けるとして、昭和57年まで保護されることになったものであるところ、「施行の際現に」という文言を用いた経過規定によって、当然に施行の直前まで保護期間が存続していた著作物についても引き続き改正法が適用できるという立法実務が存在していたからにはほかならないから、45年改正法附則2条と全く同じような状況の下で、「施行の際現に」という文言を使用した本件改正法附則2条の経過規定を解釈するに当たっては、当然に、45年改正法附則2条1項と平行してその趣旨を捉えなければならぬと主張する。45年改正法は、昭和46年1月1日から施行されたが(45年改正法附則1条)、45年改正法附則2条は、「改正後の著作権法・・・中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法・・・による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。」と規定して、その施行日である昭和46年1月1日において、改正前の著作権法による著作権が消滅している著作物については改正前の著作権法の規定を適用しないものとした。昭和7年に死亡した作家の著作物の著作権は、公表の翌年である昭和8年から起算して38年後の末日である昭和45年12月31日が終了するまでの間存続する、すなわち、昭和7年に死亡した作家の著作物の著作権は、同日の終了をもって、存続期間の満了により消滅するのであって、現行の著作権法が施行された昭和46年1月1日においては、45年改正前の著作権法による昭和7年に死亡した作家の著作物の著作権は既に消滅しているから、附則2条の規定により、改正前の著作権法の規定は適用されないものである。

なお、甲19、21ないし26、31によれば、文化庁「改訂版著作権法八

ンドブック」(甲19), B(元文化庁著作権課長)・C「改訂・新著作権法問答」(甲21), D(国立国会図書館調査立法考査局法務調査室主幹)「問答式入門著作権法」(甲22), E(元文化庁次長)「著作権法逐条講義五訂新版」(甲23), F(元文化庁著作権課課長補佐)「詳解著作権法(第3版)」(甲24), G(元文化庁著作権課長)「明解になる著作権 201 答」(甲25)には, 昭和7年以降に死亡した著作者の著作物については, 改正前の著作権法が適用されて, その保護期間が死後50年に延長されたとの記載がされていること, J「著作権法概説第2版」(甲26)には, E「著作権法逐条講義」の引用として, 同旨の記載がされていることが認められるが, これらは, いずれも文化庁又はその関係者の見解を示したものであるということとどまり, これをもって, 「施行の際現に」という文言を用いた経過規定によって, 施行日の前日の終了をもって著作権の保護期間が満了した著作物についても改正前の著作権法が適用されるという立法実務が存在していたということとはできない。

そうであるから, 45年改正法附則2条1項の規定があることをもって, 本件改正法附則2条の規定において, 「施行の際現に」という文言を施行の直前まで保護期間が存続していた著作物についても引き続き改正法が適用できるという趣旨に解釈しなければならないということとはできない。

#### (ウ) 映画ビジネスに対する影響について

控訴人らは, 法の専門的知識を有しない多くの映画ビジネスに従事する者からすれば, 条文についてのコメントや解説が所管官庁である文化庁から明示的に示されている場合には, かかるコメントや解説に信頼を寄せてビジネスを行うことは当然のことであるところ, 文化庁は, 本件改正法成立直後から, 各種の文献や雑誌等で, 本件改正法附則2条により, 昭和28年に公表された映画は改正著作権法54条1項の規定の適用を受け, 保護期間が20年延長されたものである旨の説明を行っていたから, 映画ビジネスに従事する者にとって, 実質的な立法者である文化庁の上記説明は, 今後の企業の経営方針を決めるに当たってのいわば唯一の指標となるともいい得るのであって, 控訴人らのみならず, 昭和28年に公表された映画の著作物の著作権者, 独占的ライセンサー等, 多数の映画ビジネスに従事する者が改正著作権法54条1項の規定の適用対象となる旨の文化庁の見解を信頼してビジネス展開していたのであり, 映画ビジネスの円滑な遂行や取引安全という見地から, こうした関係者の信頼は法的に保護されなければならないと主張する。

確かに, 文化庁長官官房著作権課「解説著作権法の一部を改正する法律について」(コピーライト 2003.8, 甲7), E(元文化庁次長)「著作権法逐条講義五訂新版」(甲27), 文化庁長官官房著作権課「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～平成17年度」(甲28), H(文化庁著作権課著作権調査官)「解

説著作権法の一部改正について」(視聴覚教育 2003.9, 甲63), 文化庁著作権課「著作権法の一部を改正する法律の概要」(NBLNo.765(2003.7.15), 甲66の2), H(文化庁著作権課著作権調査官)「著作権法の一部を改正する法律」(法令解説資料総覧263号, 甲66の3), 同「政府の「知的財産戦略」推進のための著作権法改正」(時の法令1712号, 甲66の5), 文化庁「著作権法入門(平成16年版)」(甲66の6), I(弁護士)「著作権法(第2版)」(甲66の7)には, 昭和28年に公表された映画が改正著作権法54条1項の規定の適用を受け, 保護期間が20年延長されたとの記載がされていることが認められる。しかしながら, これらの大半は, 所管官庁である文化庁又はその関係者の見解を示したものであるということとどまるのであって, このことをもって, 本件改正法が施行された平成16年1月1日において, 既に消滅している昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が20年延長されると解する根拠ということとはできない。なお, 同様に, 甲54ないし58, 62, 65の1ないし26によれば, 平成15年6月13日付(一部は同月16日付)の地方新聞や業界新聞等に, 映画の著作物の著作権保護期間が延長される契機となったのは「東京物語」であること, 同月12日に成立した本件改正法により, 「東京物語」等の昭和28年に公表された映画の著作物の著作権保護期間が20年間延長されることなどが記載されていることが認められるが, このことをもって, 本件改正法が施行された平成16年1月1日において, 既に消滅している昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が20年延長されると解する根拠ということもできない。

そして, 改正著作権法54条1項の規定は, 映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長するものであって, その適用があるか否かにより, 著作物を自由に利用できる期間が大きく相違する上, 著作権の侵害行為に対しては, 民事上の差止めや損害賠償の対象となるほか, 刑事罰の対象ともなるのであるから, 改正著作権法54条1項の規定の適用の有無は文理上明確でなければならないというべきである。上記(3)のとおり, 本件改正法附則2条は, その施行日である平成16年1月1日において, 改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について改正著作権法54条1項の規定を適用し, 改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとしたものであって, 昭和28年に公表された映画の著作物の著作権は本件改正法が施行された平成16年1月1日において既に消滅しているから, 昭和28年に公表された映画の著作物について, 改正著作権法54条1項の規定が適用されないことは文理上明らかである。そうであれば, 文理に反した文化庁の見解を信じた関係者があるとしても, そのために将来にわたり文化庁の見解に沿った運用をすることは, かえって, 法

律に対する信頼を損なうこととなってしまうと、妥当でない。

(I) したがって、本件映画は、平成16年1月1日午前零時の直前まで保護期間が継続し、平成16年1月1日午前零時以降、本件改正法附則2条により新たに改正著作権法54条1項の適用を受けるとする控訴人らの主張は、採用することができない。

2 以上のとおりであって、本件映画の著作権は、平成15年12月31日の終了をもって、存続期間の満了により消滅したから、その余の争点について判断するまでもなく、控訴人らの請求は理由がない。

よって、控訴人らの請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないから、棄却されるべきである。

#### 〔論 説〕

1 改正著作権法54条1項の適用について、地裁判決は、「著作権法における映画の著作物の著作権の存続期間は、年によって定められているから（改正前著作権法54条1項，57条，民法140条），その期間はその末日の終了により満了し（民法141条），その期間の認定は日を単位としてされ、一方、改正著作権法の適用の可否の基準となる本件改正法の施行日も日をもって定められており（本件改正法附則1条），改正著作権法の適用区分の認定も日を単位としてされるところ、このように、日を単位として見れば、平成15年12月31日と本件改正法の施行日である平成16年1月1日とは異なることになり、両者に重なりも認められないというべきであるから、本件改正法が施行された時点では、平成15年12月31日は既に終了しており、この日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物は、既に消滅していると解するのが相当である。」と説示しているが、そのとおりである。

このように解釈することが、社会一般人が通常読み取れる解釈であるから、改正法の施行日である平成16年1月1日の前日の平成15年12月31日の午後12時は平成16年1月1日の午前0時と同時刻だから、平成15年12月31日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物の著作権は平成16年1月1日には消滅していないと考えることは困難であり、附則2条の解釈としても、改正法の施行日の前日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物には、改正著作権法は適用されないと解することを相当とした判決は妥当というべきである。これにより、原告の主張と文化庁著作権課筋の解釈は失当とされた。

2 原告は、立法者の意思として、改正著作権法案が国会に提出された際の提案理由のうち、映画の著作権の保護期間の延長は、昭和28年に公表された映画の著作権の消滅を防ぐという点は、提案理由としてはあげられていなかった

から、それは議論にはならなかったと判決は認定し、立法者の意思を消極に確認した。

3．原告は文化庁著作権課の見解を引用して著作物の存続期間の延長適用を主張したのに対し、判決は、それは単に所管官庁である一行政庁の解釈と断じ、立法者の意思とは結びつけていない。また、著作権課の見解が国会審議において反映されたものとも認められないと認定し、原告の主張を失当とした。また、学説なども一蹴された。

その結果、本件映画「シェーン」の著作権は平成15年12月31日に存続期間の満了により消滅したと判断した。

以上のような判断は、著作権法の解釈としては常識的といわれるべきであり妥当であるところ、問題は文化庁著作権課の見解やこれを鵜呑みにして解説している学者の側の責任も大きいといえる。

4．なお、控訴審の知財高裁においても、地裁の考え方と同じ考え方に基いて事実認定し、判断している。結局、原告の主張は独自の見解に立つものであって説得力がなかった。したがって、ここでも文化庁著作権課や学者の考え方はすべて否定されたのである。

〔牛木 理一〕